

差替資料

山林買収の現状と課題（資料の修正）

区分	都道府県名	条例の内容	議会提出時期
今年度中に条例制定予定	山梨県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出</li> <li>地下水取水について一定規模を超える揚水施設を設置する場合は知事へ事前届出</li> <li>必要がある場合には、知事は地下水採取の停止や制限措置の命令ができる</li> </ul>	H24年12月議会予定
	山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出</li> <li>水源地域で揚水施設の設置や土石採取、工作物の設置等をする場合は知事へ事前届出</li> </ul>	H25年2月議会予定
	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出</li> <li>地下水取水の規制のあり方について検討</li> </ul>	今後検討 H25年2月議会予定
	石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出</li> </ul>	H25年2月議会予定
条例制定を検討中 (時期未定)	富山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出</li> </ul>	今後検討
	宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出 (議員提案)</li> </ul>	今後検討
	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>水源地域を指定し、当該土地売買契約前に知事へ事前届出</li> </ul>	今後検討

## 1 外国資本等による山林買収を阻止するための検討

- ・12道県で庁内検討組織を設置
- ・3県で市町村等を交えた検討組織を設置

—(H23.11月 森づくり課全国調査)—

## 2 法整備等に対する国への要請

- ・1420道県議会が国に対して意見書を提出
- ・410道県が国に対して法整備の要望書を提出

(H23.11月 森づくり課全国調査)

## ふるさと山林売買等監視システムの構築（案）

## 不動産鑑定士の活用などにより適正な売却価格を設定

なお、あっせんにあたっては、買主が適正な管理ができることを条件にすることが必要である。

### (1) 保安林指定の推進

特に重要な水源林（前章における監視区域など）については、水源涵養機能を発揮できる状態に管理していくことが必要であることから、森林法に基づく保安林の指定を推進し、その保全に取り組んでいく。

（参考：保安林における行為制限等について）

#### 1 行為制限

保安林で立木を伐採する場合や、土地の形質変更を行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可が必要となる。

また、立木を伐採した場合は、原則伐採跡地への植栽が義務付けられる。

#### 2 保安林機能の強化

手入れ不足等により森林の持つ公益的機能が低下している保安林について、勧告しても森林所有者等が施業を行わない場合、治山事業により森林を整備することができる。

### (2) 公有林化

生活用水を供給するような重要なダムの水量や水質の保全のために、水源かん養機能の維持増進が強く求められる山林などについては、県が買取りし公有林化することも、その保全対策の一つとして考えられる。

しかしながら、買取りについてはその取得や目的に応じた適正な管理のために多額の財政負担を生じるほか、行政に買取りを求める土地所有者の増加なども懸念されることや、公有林化する場合には公有財産としての位置づけや買取り基準を明確化する必要があるなどの課題があることから、慎重に検討していくことが必要である。

また、買取りだけではなく土地所有者からの寄付による公有林化も考えられる。

寄付については、取得にかかる財政負担はないものの、管理経費を生じるものであり、買取りの場合と同様に寄付の受け入れ基準の明確化などについて、慎重に検討する必要がある。

なお、県は市町へ水源林の買取りや寄付の受け入れについて協力を求めるほか、森林組合や社団法人 福井県緑化推進委員会など、その適正な管理が望める公共的団体に対して受け入れの働きかけを行うことも考えられる。



## 福井県水源地域保全条例（仮称） 骨子の概要

### 【目的】

水源地域の保全に関して、基本理念、関係者の責務・役割を明確にし、水源地域の適正な土地利用の確保と地下水の採取など必要な事項を定めることにより、ふるさと福井の豊かな水の恵みを育む山林を将来に渡り守り引継ぐことを目的にします。

### 【基本理念】

水源地域の保全は、県、市町、土地所有者等および県民の適切な役割分担と相互連携の下に推進されなければなりません。

### 【県の責務と関係者の役割】

県の責務、市町の役割、事業者の役割、森林組合の役割、土地所有者の役割、県民の役割を定めます。

### 【監視区域の指定】

知事は、水源地域の保全のために、特に適正な土地利用と地下水の適正採取を図る必要のある民有林を監視区域に指定します。

### 【監視区域における適正な土地利用の確保】

#### ○土地所有権等の移転等の事前届出

・監視区域内の土地の所有権等の移転等を行おうとするときは、土地の所有者等は契約を締結する30日前までに知事に届出なければなりません。

#### ○土地所有権等を有する法人を支配した場合の事後届出

・監視区域内の土地の所有権等を有する法人を支配(株式または出資の過半を保有)することになったときは、30日以内に知事に届け出なければなりません。

#### ○助言

・知事は、土地の所有権等の移転等の届出を受けた場合には、売主および買主予定者に対して、当該土地の利用方法など必要な助言を行うものとします。

#### ○勧告・命令および過料・公表

・知事は、土地所有者等が届出をしないとき、また虚偽の届出をした場合には、適正に届出するよう勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わないときは3万円以下の過料に処すとともに、氏名等を公表することができます。

### 【その他】

#### ○市町村条例との関係

・市町が定める条例の規定の内容がこの条例と同一の目的である場合、この条例の規定の適用については当該市町長と知事が協議して定めます。

### 【監視区域における地下水の適正な採取】

#### ○事前調査の届出

・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を設置しようとする者は、周辺井戸等に対する影響調査を実施しなければなりません。また、調査の60日前までに知事に影響調査計画を届出なければなりません。

#### ○採取計画の届出

・監視区域において事前調査を行った者が吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を用いて地下水を採取しようとする場合は、60日前までに事前調査結果報告書を添付して知事に採取計画を届出なければなりません。

#### ○採取計画の変更命令

・知事は、採取計画に基づく地下水の採取が監視区域の水資源に影響を生じさせると認める場合は採取計画の変更を命じることができます。

#### ○地下水採取量等の報告

・採取計画の届出をした者は水量測定器および水位観測器を設置し、定期的に採取量および水位を知事に報告しなければなりません。

#### ○勧告・命令および過料・公表

・次のような場合、知事は勧告・命令し、正当な理由なくこれに従わないときは5万円以下の過料に処すとともに氏名等を公表することができます。

- ①監視区域の地下水位が低下するなど水資源保全のため特に必要があると認めるとき
- ②届出をしないで揚水設備の設置・変更をしたとき
- ③虚偽の届け出をしたとき、または届出内容を超えて採取しているとき
- ④採取計画変更命令に違反したとき

## I 総則

### 1 目的

- ・水源地域の保全に関して必要な事項を定めることにより、県民の安全で安心な生活に不可欠なふるさと福井の豊かな水の恵みを育む山林を将来に渡り守り引き継いでいく。

### 2 定義

- ・必要な用語を定義する。

### 3 基本理念

- ・水源地域の保全について、県、市町、事業者、土地所有者等および県民の適切な役割分担ならびに相互連携の下に推進する。

### 4 県の責務および関係者の責務役割

- ・県の責務および市町、事業者、土地所有者等、および県民の役割を定義する。

### 5 関係機関への協力要請

- ・条例の施行に当たって必要があるときは、行政機関その他関係機関に対し必要な協力を求めることができる。

## II 水資源水源地域の保全に関する基本的施策

### 6 基本施策

- ① 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進
- ② 水源にかかる土地売買等について、監視、情報収集、指導、助言、あっせんなどの措置の実施
- ② 水源地域の保全のための適正な土地利用の確保
- ③ 水源地域の保全のための地下水等の水量の保全
- ④ 県民や事業者等の山林と水源水源地域の保全に対する理解の促進

### 7 森林が有する水源を涵養する機能の維持増進

- ・県は、水源周辺地域の森林について、森林法に基づく保安林制度の活用指定の推進、造林、保育等の森林施業の適切な実施森林整備の推進その他必要な措置の実施する。

### 7 水資源の保全のための適正な土地利用の確保

- ・監視区域に関する措置その他の必要な措置の実施



#### 8 土地売買等の相談および情報収集

- ・知事は、~~民有林の土地に関する権利の移転または設定について、土地所有者からの相談に応じる。~~
- ・知事は、~~民有林の土地に関する権利の移転または設定について、事前に関係市町長および関係団体（以下「関係団体等」という。）の代表者に情報の提供を求めることができる。~~

#### 9 森林所有権の移転等(※1)のあっせん

- ・知事は、~~適正な山林と水源の管理を確保するために必要と認めるときは、関係団体等と連携しながら、森林所有権の移転等のあっせんを行うことができる。~~

※1 ~~森林（森林とする土地を含む。）についての所有権移転、使用及び収益を目的とする権利の設定もしくは移転、または森林施業の委託をいう。~~

#### 8 県民等の理解の促進

- ・県は、~~水資源~~**水源地域**の保全に対する県民等の理解を促進するための普及啓発を行う。

### III 監視区域の指定

#### 9 監視区域の指定

- ・知事は、~~水資源~~**水源地域**の保全のために、特に適正な土地利用と**地下水の適正採取**を図る必要のある民有林を監視区域に指定する。
- ・監視区域の設定にあたっては、公告・縦覧の手続き等を経て、告示により指定する。
- ・監視区域の指定にあたっては、事前に関係市町長の意見を聴取しなければならない。

### IV 水源地**監視区域**における適正な土地利用の確保

#### 10 監視区域の土地に関する権利の移転等の事前届出

- ・監視区域内の土地所有者は、土地に関する権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、契約締結の30日前までに知事に届出<sup>※</sup>しなければならない。
- ・知事は、~~届出内容について関係市町長に通知する。~~

※届出事項の想定

- ・売主・買主予定者の住所・氏名・連絡先
- ・契約対象の権利（所有権、地上権、賃借権など）
- ・契約予定年月日
- ・土地に関する事項（地番、地目、面積、土地利用の現況）
- ・買収後の土地利用目的
- ・買主が遠隔地の場合は、~~実際の~~管理予定者の氏名・住所・連絡先
- ・買主が国外の場合は、国内の連絡先 など

**11 山林を所有する法人の過半の株式等の取得により、当該法人の山林を実質的に所有する者の事後届出**

- ・監視区域の土地に関する権利を所有している法人の議決権の過半数の株式または出資を保有することになった者について、当該法人が、30日以内に知事に届出しなければならない。

※届出事項の想定

- ・議決権の過半数の株式・出資を保有することになった者の住所・氏名（名称）・連絡先
- ・当該法人が土地に関する権利を所有する監視区域内の土地に関する事項（地番、地目、面積、土地利用の現況） など

**12 市町長への通知**

- ・知事は、10および11の規定による届出があったときは、当該届出に係る土地が所在する市町の長にその内容を通知する。

**13 助言**

- ・知事は、監視区域の事前届出を受けた場合には、売主および買主予定者に対し、土地の利用の方法などについて助言する。

**14 報告の徴収**

- ・知事は、10および11の規定による届出をした土地所有者に対し当該土地の利用状況等に関し、必要な報告を求めることができる。

**15 勧告**

- ・知事は、監視区域の土地に関する権利を有する者が、10および11の規定による届出しないときや虚偽の届出をしたとき、または14の規定による報告をしないときや虚偽の報告をしたときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 16 命令

- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

#### 17 公表

- ・知事は、命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨および当該命令の内容を公表することができる。

#### 18 過料

- ・知事は、~~届出をしなかった者、また虚偽の届出をした者に~~命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、~~5~~3万円以下の過料を科すことができる。

### V 監視区域における適正な地下水採取

#### 19 事前調査の届出

- ・監視区域において吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を設置しようとする者は、周辺井戸等に対する影響調査を実施するものとし、60日前までに知事に影響調査計画を届出なければならない。

##### ※届出事項の想定

- ・井戸の位置および1年間に採取を予定する地下水の量
- ・影響調査のために採取する地下水の量および採取の期間
- ・地下水採取の目的・用途 など

#### 20 事前調査についての意見

- ・事前調査の届出があったときに、知事は調査方法等について監視区域の水資源保全の見地から意見を述べることができる。

#### 21 採取計画の届出

- ・監視区域において事前調査を行った者が吐出口断面積が一定規模を超える揚水施設を用いて地下水を採取しようとする場合は、60日前までに事前調査結果報告書を添付して知事に採取計画を届出なければならない。

※届出事項の想定

- ・井戸の位置および1年間に採取を予定する地下水の量
- ・揚水機の吐出口の断面積その他揚水設備に関する事項
- ・水量測定器に関する事項
- ・地下水採取の目的・用途 など

**22 採取計画変更命令**

- ・知事は、採取計画に基づく地下水の採取が監視区域の水資源に影響を生じさせると認める場合は届出の日から60日以内に限り採取計画の変更を命じることができる。

**23 地下水採取量等の報告**

- ・採取計画の届出をした者は水量測定器および水位観測器を設置し、採取量および水位を記録するとともに、定期的に採取量および水位を知事に報告しなければならない。

**24 報告および立入調査**

- ・知事は、地下水の採取状況等必要な事項に関し報告を求めるとともに事業所ならびに揚水設備を設置している土地に立入り、検査をさせることができる。この場合はあらかじめその旨を通知しなければならない。
- ・この規定の立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**25 勧告**

- ・知事は、次のような場合、地下水採取量の制限など必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- ① 監視区域内の地下水位が低下するなど水資源保全のため特に必要があると認めるとき
- ② 届出をしないで揚水設備の設置・変更をしたとき
- ③ 虚偽の届け出をしたとき、または届出内容を超えて採取しているとき
- ④ 知事の求める報告をしなかったとき、または虚偽の報告をしたとき
- ⑤ 立入検査を拒んだとき

**26 命令**

- ・知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命じることができる。

### 27 公表

- ・知事は、命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨および当該命令の内容を公表することができる。

### 28 過料

- ・知事は、命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、5万円以下の過料を科すことができる。

## VI 雑則

### 29 適用除外

- ・第IV章の規定は国、地方公共団体等には適用しない。
- ・第V章の規定は国、地方公共団体、水道事業者等には適用しない。

### 30 市町の条例との関係

- ・市町が定める条例の規定の内容が、この条例と同一の目的である場合、この条例の規定の適用については、当該市町長と知事が協議して定める。

### 31 規則への委任

- ・この条例のほか、施行に必要な事項を規則で定める。